

刑弁でGO!

第48回

裁判員裁判対応弁護士養成講座のお誘い

刑事弁護委員会委員 山本 衛 (64期)

1 はじめに

裁判員裁判が始まって4年近くが経過しました。

裁判員裁判においては、徹底して直接主義・口頭主義が重視され、弁護人は、直接口頭で、わかりやすい主張立証活動を行う必要があります。

このような要請に応えるため、東京弁護士会では、裁判員裁判対応弁護士養成講座という研修を開催しており、今回は、この研修のお誘いです。

2 法廷弁護技術の重要性

裁判員裁判では、連日、集中して期日が開廷され、評議がなされ、判決がなされます。裁判官・裁判員は、調書を持ち帰って心証を形成するというのではなく、法廷で直接当事者や証人の話を聞き、心証を形成しなければなりません。

このような前提のもとでは、当事者は直接口頭で自らの主張を裁判所に伝えなければなりません。集中して期日が開かれるため、主張立証の「わかりやすさ」が重視されるようになりました。当事者が主張立証活動を行うに当たっての「印象」も無視できない要素となります。法廷は、裁判所に被告人側の主張を理解してもらい、プレゼンテーションの場ということもできます。この、わかりやすい法廷プレゼンテーションの技法が、法廷弁護技術なのです。

このように、裁判員裁判においては、法廷弁護技術の重要性が高まっています。また、上記のようなわかりやすい主張立証活動は、裁判員裁判以外の刑事裁判、ひいては民事裁判での立証活動にも共通する

ものであるはずですが、弁護士の法廷技術は、裁判員裁判を機に、革新を求められています。

3 東京弁護士会の法廷弁護技術研修

しかしながら、裁判員等経験者に対するアンケート結果によれば、検察官の法廷での説明を「わかりやすかった」とするアンケート結果が約66%であるのに対し、弁護人の説明が「わかりやすかった」とするアンケート結果は約38%となっています*1。弁護人の法廷での活動は、十分に洗練されているとはいえない状況です。

そこで、弁護士の法廷技術の向上を図るため、東京弁護士会では、法廷弁護技術の研修として、「裁判員裁判対応弁護士養成講座」という講座（以下、「養成講座」といいます）を定期的に開催しています。

養成講座では、具体的な事件をもとにした資料を題材に、訴訟の準備から最終弁論までのすべての段階について、担当講師による講義・受講者による実演・講師による講評を行います。実演はビデオ録画し、自分の実演の立ち振る舞いについて講評を受けることもできます。具体的な内容は、以下のとおりです。

4 養成講座の内容

養成講座では、まず、簡単なイントロダクションの後、ブレインストーミング*2を行います。具体的事件の資料から、弁護側に有利な事実、不利な事実を受講生にピックアップしていただき、そして、ピックアップした事実のうち、重要ないくつかの事実を選びます。そ

これらの事実を矛盾なく説明できる弁護側のケース・セオリー*3を構築することを目指します。

以後、法廷での実際の裁判の流れに従って、冒頭陳述→主尋問→反対尋問→最終弁論の順で、法廷技術の講義・実演を行います。

いずれのセクションにおいても、まず、担当講師より、基礎的な事項について15分程度の講義が行われます。それぞれのパートにおける基礎的な知識、法廷で実際に行うべき手法などを内容とするもので、刑事弁護にまだなじみがない方々にとっても親切でわかりやすい講義になっています。

その後は、受講者に実演を行っていただきます。なお、講義と実演との間に、講義内容を生かした簡単なドリルを受講者全体で行う場合もあります。

実演は、それぞれのセクションの法廷技術について、一人4分くらいの時間行います。裁判員裁判においては、文章による説得ではなく、直接、裁判員を口頭で説得しなければなりません。実際の法廷を意識し、紙を見ずに、裁判員・裁判官とアイコンタクトを取りながら話すことが期待されます。

実演をした後は、担当講師より、実演者一人一人に対して、講義内容を踏まえた改善点などのアドバイスを受けることができます。どこが不十分だったのか、それを改善するためのいわば処方箋を、実演に即して具体的にアドバイスしてもらうことができます。

さらに、実演の内容は、ビデオに録画されます。映像を個別に講師と受講者とで見ながら、実演における立ち振る舞い等について、講師によるコメントを受けることができます。

以上のような講義を、1日（10時から18時程度）かけて行います。

最後に、ラップアップとして、その日の講義の総復習を行い、養成講座は修了となります。

5 養成講座の意義

以上のとおり、養成講座は、1日を通じて、法廷技術の基本を一通り学び、実演を通じて体得することができる、他に類のない研修です。丸一日の時間を使う研修ですし、事前準備も必要かもしれません。しかし、その分得るものは大きい研修です。最後に毎回アンケートをいただいておりますが、受講した多くの方に満足していただいております。

本講座は、東京弁護士会において国選事件の裁判員裁判を担う名簿の登録要件となっています。裁判員裁判対象事件を担う意思のある会員の方は、積極的な受講をお願いいたします。

また法廷技術は、裁判員裁判に限られた要請ではありません。養成講座は、すべての事件に共通の、事実認定者を説得するための技術を学ぶことができる、貴重な機会となるでしょう。

6 今後の日程

最後に、今後の養成講座の日程をご案内させていただきます。今後の養成講座の日程は下記のとおりです。

直前には、チラシ等でお誘いすることもあるかと思っております。皆様の積極的な受講を、お待ちしております。

2013年5月29日 10:00～18:10
2013年9月9日 10:00～18:10
2014年1月9日 10:00～18:10

*1:「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成23年度）」（平成24年3月 最高裁判所）。

*2:ここでは、訴訟資料・証拠資料に現れた事実を、被告人にとって有利な事実と不利な事実と分類して細かく整理する、訴訟準備段階での作業をいう。

*3:当事者の一方からする事件についての説明であり、当事者の求める結論を論理的・法的に導くものであり、かつ、すべての証拠を矛盾なく説明できるもの（日弁連編「法廷弁護技術」（第2版）18頁）。いわば、弁護側が勝つべき理由である。